

環境メールマガジン

発刊にあたり

市内の事業所における環境保全活動の推進を目的に「環境法規制の説明」「環境保全活動好事例の紹介」「環境事故および対応事例」等を配信させていただきます。経営者、環境担当者におかれましては環境保全活動の推進に役立てて頂ければ幸いです。

発行元

野洲市環境経済部環境課
「野洲市環境保全活動推進事業」

発行日：平成22年1月5日

創刊号

1. 野洲市事業所環境保全推進事業を始めました。

1) 環境保全活動の支援、相談事業

野洲市では、「住みたい」「住んで良い」「住み続けたい」を実感できる魅力あるまちづくりの一環としまして、当市で事業を営まれておられる事業所を対象に平成21年7月より『野洲市事業所環境保全推進事業』を推進しています。

この事業は、地域の環境をよくするため、事業所の環境保全活動を活性化することと地球温暖化防止対策等の環境問題に的確に対応することを柱として市と事業所が一体となって推進する事業です。

事業所の方々におかれましては、環境問題への取り組みについて不明な点やお困りのことがございましたら遠慮なくご相談ください。

相談日は毎週火曜日8:30から17:15です。相談担当は、長年事業所の環境保全活動の実務に携わってきた「NPOびわ湖環境」の担当者があたります。詳しくは環境経済部環境課環境保全担当（TEL：077-589-5069）までお問い合わせください。

ご相談・ご支援事業内容は次のとおりです。

- (1) 事業所に適用される法、条例等の解釈について
- (2) 事業所で抱える環境管理上の問題及び課題への対応について
- (3) 事業所で保有されている施設の適正管理について
- (4) ISO14001, エコアクション21等の環境管理システムの取組みについて
- (5) その他環境管理に関する事項

また、内容によっては相談担当が事業所に出向き問題解決のためのお手伝いをする事も可能です。

2) 環境関連研修会の開催

環境法規等の環境保全関連事項の講習会を開催しています。

平成21年度は4回の「環境研修会」を計画し既に第1～3回は実施済みです。

第1回環境研修会は「環境関連法の体系」「環境関連法の概要：法体系、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法」について法の概要および届出・遵守事項について研修しました。

第2回環境研修会は「事業経営とコンプライアンス」「クライシスマネジメント」「環境事故防止診断シート活用による環境管理と環境事故事例とその対応」についての研修で企業の危機管理の重要性と事故を起こした場合の対応と被害拡散防止について研修しました。

第3回研修会は「廃棄物関連法令法の概要：法令、廃棄物の保管方法、契約、マニフェストの書き方」と「野洲市の環境を守り育てる条例」の説明を行いました。

第4回研修会は「省エネ関連法令の説明と省エネ事例の紹介」を予定しています。開催日時及び場所は平成22年2月26日（金）13：30よりコミセンきたので行います。詳細については野洲市広報と市ホームページでお知らせします。

是非参加いただき、事業所における省エネの推進と温暖化防止対策に役立てていただければと思います。

2. トピックス（地球温暖化防止について）

デンマークのコペンハーゲンで開かれていた国連の気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）は紛糾の末昨年12月19日に閉幕しました。当初は京都議定書の期限の2013年以降の温暖化対策で実効性のある結論を導きだすことを目指していましたが、各国の利害が交錯し、特に先進国と発展途上国の意見の相違は著しく、完全に合意するには至りませんでした。先進国は2020年の国別の温室効果ガス排出削減目標、発展途上国は行動計画を決めるなどとした政治合意「コペンハーゲン協定」を全体会議では採択できず、協定に「留意する」との決議を採択するに留まりました。現行の京都議定書は先進国だけが排出削減の義務を負っています。中国など新興経済国は削減を求められず、米国は議定書から抜けています。しかし、今回の会議では先進国と途上国の双方が担う取り組みを一つの文書に盛り込めた点は成果といえます。また、米国を含む先進国は2020年の国別の削減目標を今年1月30日までに設定し、新興、途上国も経済発展の段階に応じ削減行動計画を作成することになりました。

日本は9月の国連の会議で1990年度対比2020年に温室効果ガスの発生量を25%削減すると表明しました。この値は各国の削減目標と比べても非常に高いといえます。

一方、滋賀県は「持続可能な滋賀社会ビジョン」において、2030年に1990年対比温室効果ガスの排出量50%削減するという高い目標をかかげ、現在この目標達成のため「何を」「いつまでに」しなければならないかを検討しています。野洲市では、2020年までに2005年比で25%の温室効果ガスの削減を目標にしています。

また、昨年5月に省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が改正されました。内容は今まで一定規模以上の工場単位でエネルギーの管理義務が規定されていましたが、これを事業者（企業）単位にすることとフランチャイズチェーンについても一

事業所として捉え事業者と同様の規制がかかるようになり、従来の製造業中心の工場に適用されていた規制がオフィスやコンビニ等の業務部門にも広がることになりました。

住宅、建築物の省エネ対策についても、従来は大規模な住宅、建築物に適用されていましたが ①これを更に強化する ②中小規模の住宅、建築物に拡大する ③住宅を建築、販売する事業者に対する省エネ向上措置の強化 ④住宅、建築物の省エネ性能の表示等を推進することが盛り込まれました。

これらの状況から、野洲市においても今後この問題について積極的に取り組んでいきます。ご協力をよろしくお願いします。